

C1-2026-行政

専門（記述式）試験問題

注 意 事 項

1. 問題は政治学、行政学、国際関係（2題）、思想・哲学（2題）、歴史学（2題）、文学・芸術（2題）、公共政策（2題）、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策の**17科目（22題、50ページ）**あります。このうち**任意の2題**を選んで解答してください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄には、解答した問題の別（**政治学、行政学、国際関係A、国際関係B、思想・哲学A、思想・哲学B、歴史学A、歴史学B、文学・芸術A、文学・芸術B、公共政策A、公共政策B、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策**）を記入してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	行政		

指示があるまで中を開いてはいけません。

著作権の関係のため、掲載できません。

以上を踏まえて、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 議院内閣制をとる日本国憲法下の日本と大統領制をとるアメリカ合衆国のそれぞれにおける立法府と行政府（執行府）との関係を、二院制の仕組みも含めて比較しなさい。その際、憲法上の制度に注目するだけでなく、実際の政治過程における二つの権力相互の関係についても具体例を挙げながら分析しなさい。
- (2) 「政治の司法化」や「司法の政治化」と呼ばれる現象について、具体例を挙げながら多角的に検討しなさい。

国が作成・決定した政策を地域において実施するための方法としては、国の行政機関の地方支分部局（いわゆる出先機関）による実施、地方公共団体を通じた実施、独立行政法人等を通じた実施、民間部門への委託を通じた実施等様々なものがある。現代国家は、これらの方法を組み合わせて政策を実施しているが、どの方法にどの程度の比重を置いて政策を実施するかは、国、時代、分野ごとに多様である。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 国が作成・決定した政策を地域において実施する方法について、我が国の特徴を明らかにした上で、その特徴を前提として、国（中央政府）と地方公共団体（地方政府）の関係を二つの軸で分類したモデルについて説明しなさい。

- (2) 政策を地域において実施する役割を担うのは、その方法に応じて、国家公務員や地方公務員、独立行政法人職員等多様である。これらの職員のうち、国民・住民等に直接対面して政策実施を担う職員について、その課業環境や行動特性を説明した理論を紹介しなさい。また、我が国の地方公務員の例を一つ取り上げ、上記の理論に即して、その課業環境や行動特性を具体的に論述しなさい。

国際関係 A

地球環境問題は、戦争や人権侵害などの問題を直接に伴う課題ではないものの、自然界だけでなく、人類にもパンデミックを含む多大な影響を及ぼすことへの懸念がもたれてきた。1962年に発表されたレイチェル・カーソンの『沈黙の春』は、有害化学物質による環境汚染の危険性を訴え、地球環境問題への世論の関心を高めた。その後、地球環境に関わる様々な課題に対して国際的な取組が行われてきたことはよく知られているところである。

環境に関わるグローバル・ガバナンスにおいて最も象徴的な課題となってきたのが、気候変動の防止である。地球温暖化問題とも表現されてきたこの問題は、1985年にオーストリアで各国の政府関係者や科学者によって開催されたフィラハ会議を契機として広く知られるようになった。しかし、気候変動問題に関して、その後の取組が順調に進んでいるかに関しては様々な評価がある。

そこで、国際関係論の文脈において、①環境問題として議論されてきた課題が抱える特徴を明らかにした上で、②これまで環境問題としての対処が求められてきた課題を二つ以上例示しなさい。

そして、③気候変動防止に関わる国際的な取組の経緯と課題を明らかにすることを通じて、これまでの気候変動ガバナンスを評価しなさい。

国際関係 B

次の英文は、米国の国際政治学者 J.S.ナイが数年前に発表した論文の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。

- (1) この英文の大意と論点を、本文中で使用される用語を用いながら説明しなさい。
- (2) (1)を踏まえ、いわゆるリベラルな国際秩序を構成する国際通商・貿易体制の形成と発展、そして変容の歴史（1941 年～2001 年）を論じなさい。その際、次の四つの時代（①1940 年代、②1970 年代前半、③1980 年代後半、④1990 年代以降）に分けて、それぞれの時代における重要な国際政治・経済的出来事と適切に関連付けること。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

思想・哲学 A

困っている人を助けることは、一般に、道徳的な意味で善いことであるとされている。このことについて、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 困っている人を助けることは、本当に道徳的な意味で善いことであるのか。具体的な事例にも言及しつつ、道徳に関する二つの異なった理論や思想に基づいて論じなさい。
- (2) (1)の解答を踏まえて、あなたは「困っている人を助けること」についてどう考えるか。具体的な事例（(1)で挙げた事例と同じものでもよい）にも言及しつつ、あなた自身の考えを論じなさい。

以下の文章(ア)(イ)は、中世ヨーロッパの哲学者であるトマス・アキナスが著した『神学大全』の一節である（一部省略又は変更している箇所がある。）。トマスは、(ア)で挙げられた問いの一つ一つについて、様々な異論を挙げてから自らの答えを提示し、それらの異論を論駁している。(イ)は第一の問いに対するトマスの答えである。これについて、次の設問(1)、(2)に答えなさい。なお、トマスは第四の問いに対して「意志と同じ能力である」と答えている。

- (1) 文章(イ)の内容を要約しなさい。
- (2) 文章(イ)で問題とされている事柄に関して、あなたはどうか考えるか。この問題に関連する既存の見解にも触れつつ、あなた自身の考えを論じなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

歴史学 A

次の文章は、松沢裕作『歴史学はこう考える』（2024 年）の中から、第一章「歴史家にとって「史料」とは何か」の一部を抜粋したものである（一部省略又は変更している箇所がある。）。これを踏まえ、以下の設問（1）、（2）に答えなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) 下線部(A)のように、元来、史料は過去の人々が何らかの目的をもって作成した記録であった。目的の中には、権利の証明や先例の参照も含まれるが、必ずしもそれに限られない。こうした点を踏まえた上で、具体的な史料（史料群）を任意に選び、それが作成された事情と現在に伝わった背景について、それぞれ具体的に述べなさい。
- (2) 下線部(B)に関して、史料（史料群）の目的は作成者と使用者の間で異なるため、使用者は「記録の目的外使用」を行うことになる。史料（史料群）の使用者は、これらを扱う際にいかなる点に留意する必要があるのか、(1) で取り上げた事例に言及しつつ論じなさい。

近年、文化財の返還をめぐる議論が各地で相次いでいる。関連する次の文章（一部省略又は変更している箇所がある。）を読み、以下の設問（1）、（2）に答えなさい。なお、（1）及び（2）を一つにまとめて解答してもよい。

著作権の関係のため、掲載できません。

- (1) この文章で扱われているような、文化財の返還をめぐる論争が起きている任意の事例を一つ取り上げて、その歴史的な背景を説明しなさい。その際、該当する文化財の概要にも言及すること。
- (2) (1)で取り上げた文化財の帰属をめぐり、何が問題となっているのかを論じなさい。その際、この問題をめぐる複数の論点や解決法について言及しつつ、文化財の帰属をめぐる問題を、「壁」ではなく「橋」とする方法について、あなたの考えを述べなさい。

文学・芸術 A

文学・芸術の分野において、戦争及び平和は何をもたらしたのであろうか。文学・芸術の作品を対象として、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 第二次世界大戦が文学・芸術に与えた影響について、具体的な作品を二つ挙げて論じなさい。
二つの事例については、文学から二つ又は芸術から二つであっても、文学と芸術から一つずつであってもよい。なお、二つの作品は、別の文学者・芸術家によるものとする。
- (2) 文学作品の創作や芸術作品の制作に、同時代社会における戦争や革命などの動乱と政治的に安定している平和がどのような作用を及ぼすのか、任意に選択した二つの事例（(1)で挙げた事例を除く。）を比較しながら論じなさい。二つの事例については、文学から二つ又は芸術から二つであっても、文学と芸術から一つずつであってもよい。なお、論述には、以下の三点の引用（印刷の都合上、漢字を変更している箇所がある。）のうち二点以上についての言及を含むこと。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

文学・芸術 B

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 文学と芸術が一つの作品において、融合していたり、深く関わりを持っていたりする事例を二つ挙げて、それら表象の間に存在する関係性について、二例共に論じなさい。
- (2) 文学・芸術における、創作・制作当時の受容環境と、現代の受容環境の違いについて、任意に選択した二つの事例（(1)で挙げた事例を除く。）を比較しながら論じなさい。二つの事例については、文学から二つ又は芸術から二つであっても、文学と芸術から一つずつであってもよい。なお、論述には、以下の三点の引用（印刷の都合上、漢字を変更している箇所がある。）のうち二点以上についての言及を含むこと。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

公共政策 A

以下の設問は、現代社会における公共政策の立案を考える上で、AI（人工知能：Artificial Intelligence）利用の可能性とそれに付随する課題について検討するものである。参考情報を参照しつつ、それぞれの設問に答えなさい。

- (1) 参考情報 1 から、個人における生成 AI 利用に関する状況について、また、参考情報 2 から、企業における生成 AI の活用方針策定状況について、日本について確認できる事実を、国際比較を踏まえて、それぞれ二つ指摘しなさい。

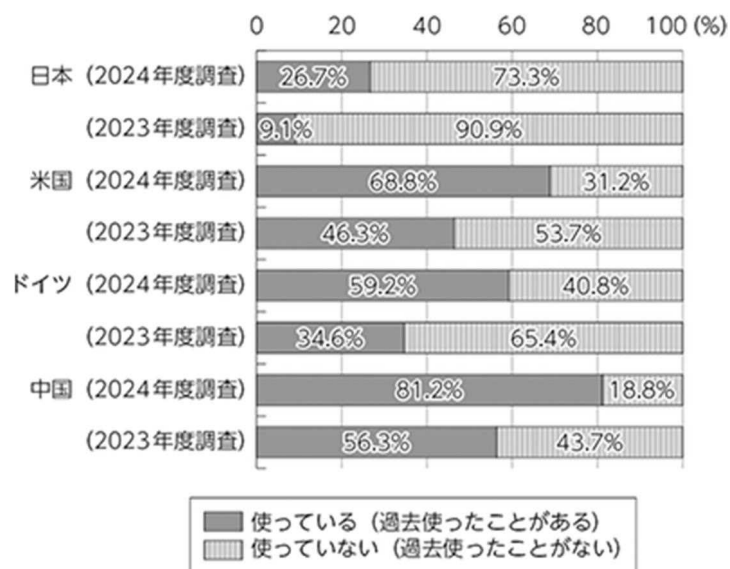
(注)生成 AI とは、文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI のことを指す。

- (2) 公共政策論における政策決定の在り方を説明する代表的な考え方として、「合理的意思決定モデル」と「インクリメンタリズム（増分主義）」を挙げることができる。これらの考え方の違いについて説明しなさい。

- (3) 日本の AI リスク対応に関する政府の検討状況を整理した参考情報 3 を基に、以下の設問に答えなさい。

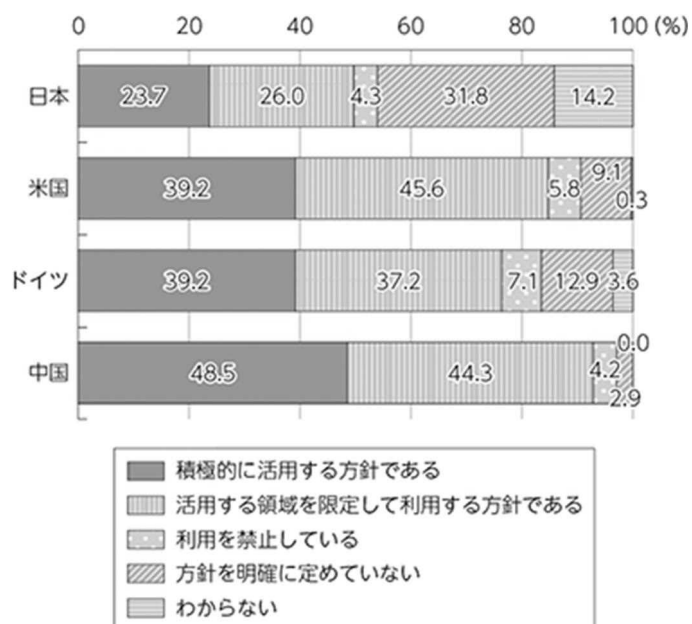
- ① 参考情報 4 は、日本における AI に関する個人のリスク認識を示している。情報漏洩、フェイク、差別の助長、情報の正確性、画一化などへの高い懸念が示されているが、こうした社会環境状況が政策形成においてどのような制約となるのかを説明しなさい。
- ② AI 政策対応においては、政府の「AI 戦略会議・AI 制度研究会」が指摘したように、「法令とガイドライン等の適切な組合せ」が基本的な考え方となっている。
- (i) まず、ガイドラインなどの「非拘束的なソフトロー」が持つ政策手段としてのメリットとデメリットについてそれぞれ二つ挙げて説明しなさい。
- (ii) また、参考情報 5 で具体的に例示される「ハルシネーション」などの AI がもたらすリスクに対して、なぜ複数の政策手段を組み合わせたアプローチが求められるのかを説明しなさい。

参考情報 1：個人の生成 AI サービス利用経験（国別）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 2：企業における生成 AI の活用方針策定状況（国別）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 3：日本の AI 政策の検討状況

日本の政府は、「AI 戦略 2022」や「人間中心の AI 社会原則」などを定め、AI に対する基本戦略・基本理念を示してきたが、AI 技術の急激な変化や国際的な議論を踏まえて、2023 年 5 月に有識者による「AI 戦略会議」を立ち上げ、その対応について集中的に議論を行ってきた。

その後、総務省及び経済産業省は、この「AI 戦略会議」で取りまとめられた「AI に関する暫定的な論点整理」（2023 年 5 月）を踏まえ、2024 年 4 月に「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」の策定・公表を行った。

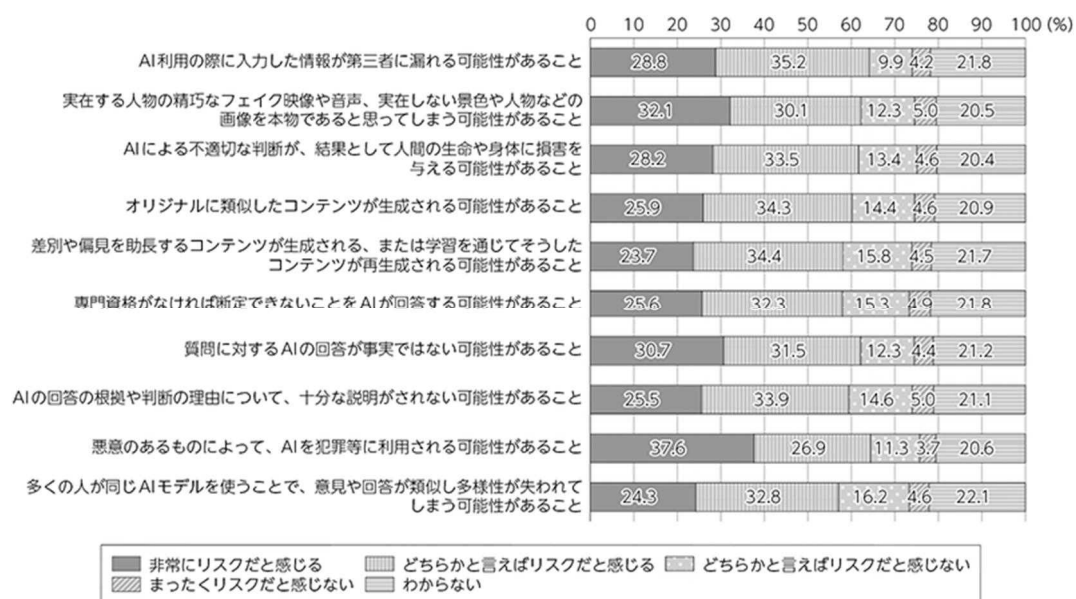
これに関して、同年 11 月には、時点更新（第 1.01 版）、2025 年 3 月には、国内外の最新動向を踏まえた更新（第 1.1 版）を行っている。ここでは、AI 事業活動を担う主体を、データ収集やモデル学習をする AI システムを開発する「AI 開発者」、開発された AI システムをアプリケーションや製品、既存システム、ビジネスプロセスに組み込みサービスとして提供する「AI 提供者」、AI システムや AI サービスを利用する企業などの「AI 利用者」の三つに大別し整理した上で、AI に関係する者が、国際的な動向及びステークホルダーの懸念を踏まえた AI のリスクを正しく認識し、必要となる対策を AI のライフサイクル全体で自主的に実行できるように後押しし、イノベーションの促進及びそのライフサイクルにわたるリスクの緩和を両立する枠組みを関係者と連携しながら積極的に共創していくことを目指すことが示された。

また、「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会」においても、「AI やデータの高度利用によってサイバー空間のみならずフィジカル空間への作用が増大しつつある中、政府は、AI がもたらす社会的リスクの低減を図るとともに AI のイノベーション及び活用を促すべく、非拘束的なソフトローによって目的達成に導くゴールベースの考え方で「AI 事業者ガイドライン」を取りまとめた。他方、リスクが顕在化し事故が発生した際の民事責任の在り方については、《中略》裁判例や統一的な見解がなく、責任の所在が不明瞭であることがシステムの導入や開発を躊躇させる一因となっている」ことが問題意識として示され、利活用に伴うリスク対応が検討されている。

国内外の AI に関するルール整備が進む中で、2024 年 8 月には、「AI 戦略会議」の下で、「第 1 回 AI 制度研究会」が開催され、2025 年 2 月にはその「中間とりまとめ」が行われ、イノベーションを促進しつつリスクに対応するために、法令とガイドライン等の適切な組合せが基本的な考え方として示されている。これを踏まえた「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和 7 年法律第 53 号、AI 法）が、2025 年 5 月に成立し、同年 9 月に「人工知能（AI）戦略本部」の設置に係る規定等も含め、全面施行された。また、これを踏まえて、2025 年 12 月 23 日、政府は初めての「AI 基本計画」を閣議決定した。

（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」、経済産業省「AI 事業者ガイドライン」、「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会の開催について」、内閣府ホームページ(令和 8 年 1 月時点)を基に作成

参考情報４：AI 利用リスクに関する個人の考え方（日本）



（出典）総務省「令和 7 年版情報通信白書」より一部編集

参考情報 5：AI のもたらし得るリスクの例に関する整理

AIのもたらし得る リスクの例	具体事例・想定ケース	主要法令等
AIへの秘密情報の入力	外部のAIサービスに企業の秘密 情報を入力し情報が漏洩	不正競争防止法、民法（契約） ※ 2024年2月「秘密情報の保護ハンドブック」にお いてAI利用時の留意点を整理（経済産業省）
AIの開発・学習及び生成・ 利用の過程での他者の著 作権の侵害	特定の漫画・アニメのキャラクター 等のイラストに類似した画像を生 成する目的での学習や、そうしたイ ラストに類似する画像の生成・利 用	著作権法 ※ 2024年3月「AIと著作権に関する考え方につ いて」を公表し、解釈を明確化（文化庁）
AIの開発・利用の過程で の他者の産業財産権の侵 害	他者の登録商標を学習して、登 録商標と同一又は類似の商標を 作成し、その指定商品・役務と同 一又は類似の商品・役務について 使用	意匠法、商標法 ※ 2024年5月「AI時代の知的財産権検討会中間 とりまとめ」を公表し、法的ルールの考え方を整理 （AI時代の知的財産権検討会）
AIの開発・利用の過程で のプライバシー侵害・個人 情報保護違反	本人の同意なしに個人情報を含 むデータをAI学習に利用	憲法（プライバシー権、パブリシティ権）、個人情報 保護法 ※ 2024年6月「個人情報保護法 いわゆる3年ご との見直しに係る検討の中間整理」を公表し、AI 利用時の論点を整理（個人情報保護委員会）
AI搭載製品の誤作動	自動運転車が誤作動により生命・ 身体の安全に影響	道路運送車両法、薬機法、労働安全衛生法、民 法（不法行為等）、製造物責任法、自動車損害 賠償保障法、国家賠償法
ディープフェイク（AIで合成 した肖像・声等の悪用）	本人の同意なしに個人の画像をボ ルノその他の性的な画像に合成し 拡散する行為や、AIにより有名 人・知人になりすました音声通話 による詐欺	民法（人格権・不法行為）、刑法（脅迫罪、名誉 毀損罪、わいせつ物頒布等罪、詐欺罪、偽計業務 妨害罪等）、児童ポルノ禁止法、情報流通プラッ トフォーム対処法（権利侵害情報）
バイアス（差別・偏見）の 助長	不適切なAIによる採用や退職に 関する判断、人事評価の実施	ヘイトスピーチ解消法、労働関係法令、民法、個人 情報保護法、障害者差別解消法、部落差別解消 法
偽・誤情報による情報操 作	立候補者に関する偽情報をAIで 作成し、SNS等で拡散し選挙を 妨害	民法（人格権・不法行為）、刑法（名誉毀損 罪）、行政法規、公職選挙法、情報流通プラッ トフォーム対処法（権利侵害情報）
国民の権利利益の侵害	AIの誤った判断で個人が行政 サービスを受けられない等不利益 を被る可能性	憲法（適正手続）、行政手続法
ウィルスの作成等のサイ バー攻撃	生成AIを悪用しコンピュータウィ ルスを作成	刑法（不正指令電磁的記録に関する罪）、不正ア クセス禁止法
ハルシネーション（AIが虚 偽の情報を作成）	生成AIが虚偽の情報を作成し利 用者を誤解させる	民法（不法行為、契約）
環境負荷の増大	AI開発過程での電力需要等の増 大に伴うCO2排出量増大	地球温暖化対策の推進に関する法律
人間とAIの負の相互作用	AIとの対話にのめり込んだ人が人 生に悲観して自殺	自殺対策基本法
AGIが制御不能になる懸 念	人間がAGIを制御不能になり社 会混乱を引き起こす可能性	なし

（出典）AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」より一部編集

公共政策 B

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、水産物の安定供給を確保するためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。漁業生産量の減少には、海洋環境の変化や外国漁船の操業活発化など様々な要因が関係しているものの、適切な管理によって資源水準を維持できていれば、防止又は緩和できたと考えられる側面も少なくない。

漁業資源管理について、参考情報 1、2、3 を参照しつつ、以下の設問(1)～(5)に答えなさい。

- (1) 再生可能資源である水産資源に関して、漁場について誰もが自由に利用できるオープン・アクセスの状態では過剰利用が発生し、資源水準は社会的に望ましい水準から乖離することが知られている。

参考情報 1 に示した模式図を参照し、社会的に見て望ましい資源水準とはどのようなものかを明確にした上で、「オープン・アクセスの状態では漁業資源の過剰利用が発生する」という主張をミクロ経済学的観点から説明しなさい。

- (2) 資源管理手法の法的・制度的な性質については、国や地方公共団体が法令等に基づいて実施する公的な規制（トップダウンアプローチ）と、漁業者自らが発案して実施する自主的な取組（ボトムアップアプローチ）に類別することができる。日本の内水面・沿岸漁業では、漁業協同組合（漁協）に漁業権を免許した上で、ボトムアップアプローチとして、漁業者自身がルールを決めて資源を管理するという方法が採られてきた。

参考情報 2 を踏まえ、トップダウンアプローチと比較した漁協主体の自主的管理が持つメリットについて、少なくとも二つを取り上げて経済学的観点から論じなさい。

- (3) 沖合・遠洋漁業における従来の漁獲管理は、投入量規制と技術的規制によるものが主体であった（参考情報 2）が、これらの規制はいずれも漁獲管理の入口規制にすぎず、必ずしも有効な規制ではなかった可能性が指摘されている。

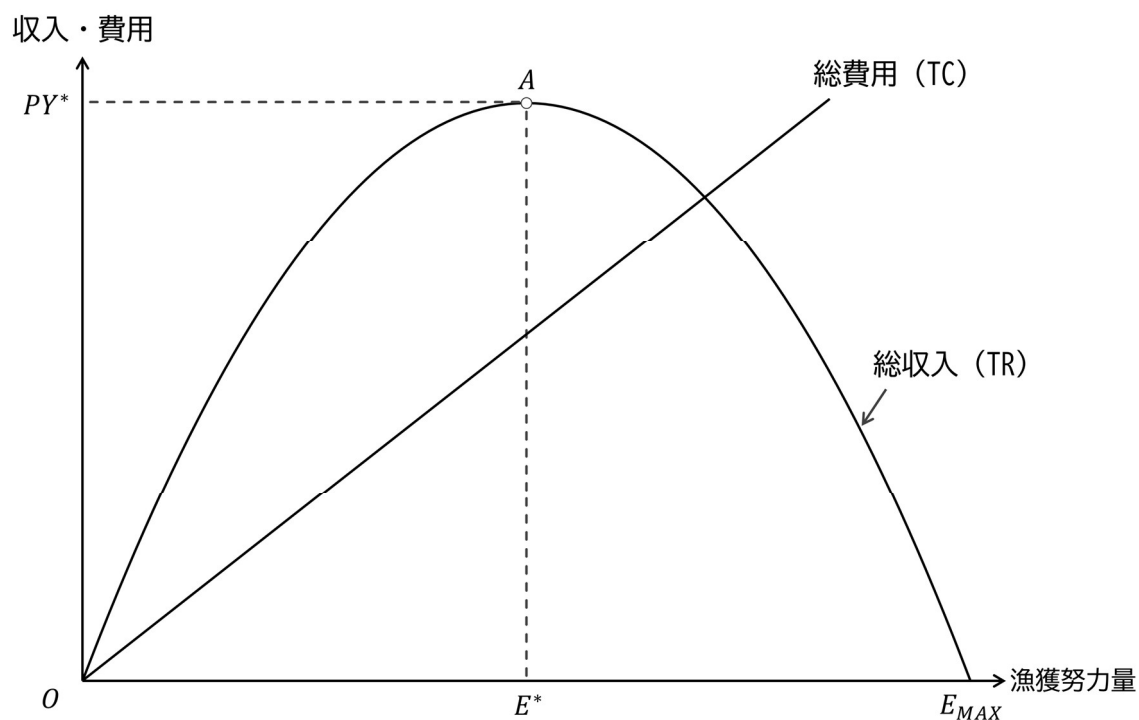
これらの規制が有効に働かなかった理由について、漁獲技術の進歩と漁業者の経済合理的行動という観点からそれぞれ説明しなさい。

- (4) 入口規制の限界を踏まえ、平成 30（2018）年には漁業法が抜本的に改正され、水産資源の保存及び管理を適切に行うことを国及び都道府県の責務とするとともに、資源管理の目標達成のための手法は漁獲可能量（TAC: Total Allowable Catch）管理を基本とすることとされた。参考情報 3 は、TAC 管理の手法をまとめたものである。

TAC 管理の意義を説明した上で、非個別割当方式の問題点を論じなさい。

- (5) 諸外国では、譲渡性個別割当（ITQ: Individual Transferable Quota）方式が導入されている。参考情報 3 を踏まえて、譲渡性個別割当方式のメリットと導入に向けた課題について論じなさい。

参考情報 1 漁獲努力量と漁獲収入・費用の関係

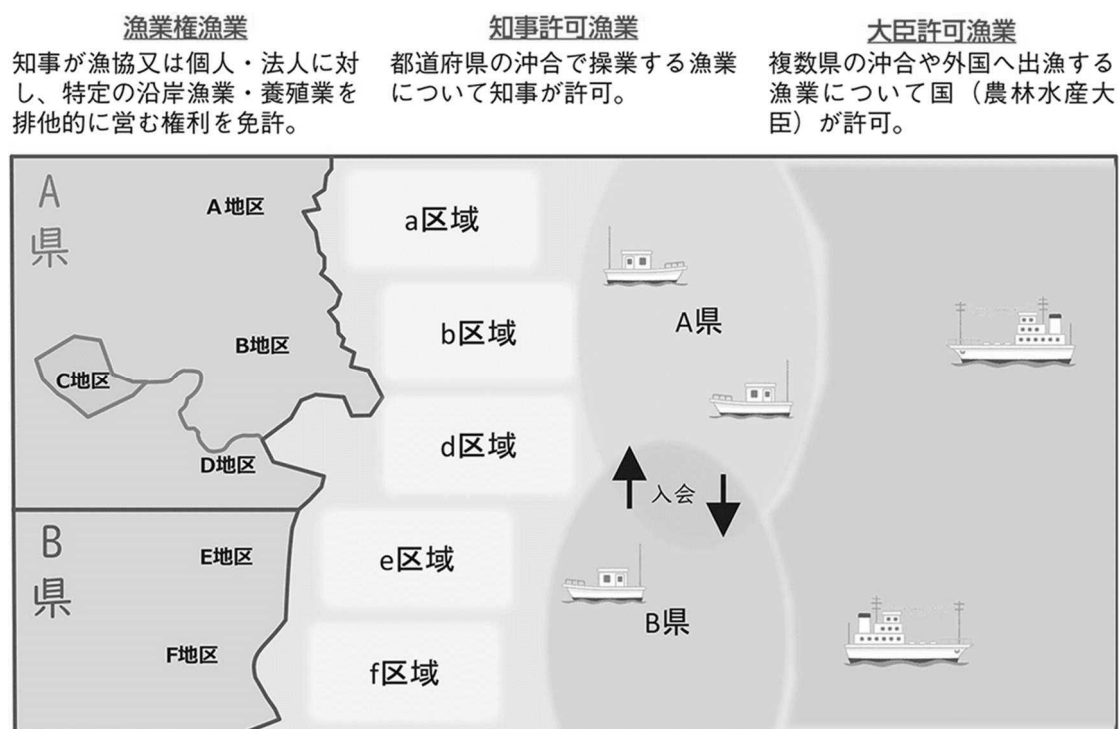


上の図は、特定の漁場における漁獲努力量（漁船の数、漁獲労働時間など）と漁獲収入（TR）及び漁獲費用（TC）の関係を模式的に示したものである。

漁獲費用は漁獲努力量に比例して増加し、原点を通る直線で示される。一方、魚の価格を P で一定としたとき、漁獲収入は価格と総漁獲量 Y の積で表せる。

図では、漁獲収入が上に凸の曲線となっている。これは、漁獲努力量が少ない場合には、追加的な漁獲努力（漁船数の増加等）によって総漁獲量が増加する一方、一定以上の漁獲努力水準では乱獲によって個体数が減少し、結果として総漁獲量が減少することによる。また、図の点 A で、総漁獲量が最大となっている。

参考情報 2 漁業権制度及び漁業許可制度の概念図



（出典）水産庁「令和6年度水産白書」（図表3－6）より一部改変

沿岸の定着性の高い資源を対象とした採貝・採藻等の漁業、一定の海面を占有して営まれる定置漁業や養殖業、内水面漁業等については、都道府県知事が漁協やその他の法人等に漁業権を免許する。他方、より漁船規模が大きく、広い海域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、資源に与える影響が大きく、他の地域や他の漁業種類との調整が必要となる場合もあることから、農林水産大臣又は都道府県知事による許可制度が設けられている。この許可に際しては、漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を調整する投入量規制（インプットコントロール）、さらには、漁船設備や漁具の仕様等を規制することによって漁獲圧力を調整等する技術的規制（テクニカルコントロール）などを定めることによって資源管理を行っている。

参考情報 3 TAC管理の手法

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当（I Q）方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当（I T Q）方式	漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

（出典）水産庁「漁業法等の一部を改正する等の法律案 参考資料」より作成

憲法

次の架空の事例について、以下の設問(1)及び(2)に答えなさい。

〔事例〕

平成 29 年に制定された住宅宿泊事業法は、国内外からの観光客の増加を背景に、旅館業法に規定する営業者以外の者が年間 180 日以内に限って宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業を、民泊として制度化した。これにより、旅館業法に基づく営業許可を受けずとも、原則として一定の消防用設備等の設置等を行うことで、都道府県知事等への届出により民泊の営業ができるようになるとともに、住居専用地域（都市計画法に基づき住環境を守るために指定された地域であり、当該地域内では宿泊施設などを含めた商業施設の建設・営業が原則として制限される。）での営業も可能となった。

民泊は、大手の民泊仲介サイトの登場により、国内外から簡単に予約できる比較的安価な宿泊施設として旅行者やビジネス客の支持を得たが、同時に、種々の問題も指摘されるようになった。

民泊問題に関心のある超党派の国会議員が調査したところ、主な問題として、次の事実が確認された。

事実 1

違法民泊（闇民泊）の存在。旅館業法上の許可、住宅宿泊事業法上の届出のいずれの手続もとることなく、行政の監督を受けずに無断で実施している民泊サービスが実態として多数存在する。違法民泊は、違法な目的で利用される事例も確認されるほか、利用者にとって衛生上、安全上の危険がある。

事実 2

周辺住民とのトラブル。違法民泊はもとより、合法的な民泊においても、騒音、ゴミ出しへの苦情を中心に、周辺住民とのトラブルが数多く発生しており、それには、住民の平穏な生活に深刻な影響を与える事例も含まれている。これらは、住居専用地域内での民泊において顕著である。

これらの問題に対処するために、超党派の国会議員は勉強会を立ち上げ、次のような制度改正骨子案（以下「骨子案」という。）を作成した。

骨子案 1

違法民泊については、刑罰を厳格化するとともに、徹底してこれを取り締まる。

骨子案 2

良好な住環境を維持・回復するため、住居専用地域内においては民泊の営業を禁止する。既に認定されている事業者については、制度改正後 5 年に限り、従前の条件で営業できるものとする。

骨子案 3

住居専用地域外における民泊については、届出制から許可制に切り替えるとともに、騒音やゴミ出し等による周辺住民とのトラブルに適切に対処できない等の事態に対して点数制度を採用し、

違反点が一定程度累積した事業者については、都道府県知事等が営業停止命令や許可の取消しを行うこととする。

- (1) 住居専用地域外において新たに民泊を経営しようと考えている A は、以下のような理由で、周辺住民とのトラブル防止に当たって自身がコントロールできることには限界があると考えていることから、骨子案 3 に反対である。

- ・民泊利用者は、基本的に仲介業者を経由して宿泊の契約を締結するため、民泊事業者が事前に民泊利用者を審査するようなことは現実的ではない。
- ・周辺住民についても、民泊事業者は民泊施設の周辺にどのような住民が居住するかをコントロールすることはできない。

A の意見を踏まえて、骨子案 3 に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

- (2) 住居専用地域内において自宅を活用して民泊を営んでいる B は、民泊としての付加価値を高めるために相当程度の資金を使って当該自宅を改装した。しかし、骨子案 2 では、5 年後には住居専用地域内における民泊営業ができなくなるため、投下した資金を回収できず、著しい経済的損失を被る。このため B は、自宅改装費用を補償してほしいと考えている。なお、骨子案 2 にはこれを補償する項目がない。

B の考えを踏まえて、骨子案 2 に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

(参考)

○ 憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)及び(3)に答えなさい。

〔事例〕

株式会社Aは、B県内に所有するC山の一部を開発区域（以下「本件開発区域」という。）として、大規模太陽光発電所（いわゆるメガソーラー）を建設するため、B県知事に対し、森林法（以下「法」という。）第10条の2に基づき、開発行為（以下「本件開発行為」という。）の許可を申請した（以下「本件申請」という。）。これに対し、本件開発区域に隣接する下流の区域に居住する住民Dらで組織するE自治会は、森林の伐採により水害防止機能が失われ、Dらが被害を受けるおそれがあるとして、激しい反対運動を展開した。また、本件開発区域から20km離れているがC山を眺望できる場所に居住しているFは、本件開発行為によってC山の美しい景観が損なわれるとして、「C山の景観を守る会」を結成し、反対運動を展開した。

B県の担当課において本件申請を審査したところ、本件申請は、法第10条の2に基づく開発許可の基準としてB県知事が定めた「B県林地開発許可審査基準」（以下「本件審査基準」という。）に適合していることが確認された。他方、「B県森林における開発行為の許可に係る指導要綱」（以下「本件要綱」という。）第2条にいう「周辺自治会」に該当するE自治会は、本件要綱第6条第2項に基づき、Aに対し、本件開発行為に絶対反対する旨の意見書を提出するとともに、これをB県にも送付した。B県知事はAに対し、本件要綱第3条及び第6条第2項に基づき、本件開発行為につきE自治会の同意を得るように指導し、AもE自治会の説得を試みたが、E自治会の同意は得られなかった。

B県知事が本件申請を不許可とした場合、本件申請を許可した場合のいずれについても、関係者から取消訴訟が提起されることが予想されるため、B県の担当課の職員Gは、顧問弁護士Hに相談した。以下は、そのやり取りの記録である。

G：E自治会の同意が得られていないことを理由として、本件申請を不許可とすることはできませんでしょうか。

H：①E自治会の同意が得られていないことのみを理由とする不許可は、違法とされる可能性が高いと思われます。

G：実は、E自治会がAに提出した意見書の中で、本件申請において水害防止のために設置が予定されている調整池（以下「本件調整池」という。）の計画容量が不足しており、30年に1度の大雨によって水害が発生するおそれがある旨の専門家の意見が示されました。本件調整池の計画容量は、15年前に複数の専門家による検討を踏まえて作成された本件審査基準には適合しています。しかし、B県の担当課において、E自治会からの意見書も踏まえ、専門家による委員会を設置し、改めて本件申請について検討した結果、近年の気候変動を踏まえると、本件調整池については計画容量

を本件申請よりも10%程度増やすべきであるとの判断に至り、Aに対し、その旨の指導を行いました。しかし、Aは、技術的にも財政的にも、指導に応じることは困難であるとしています。

H：②本件調整池の計画容量が不足しているという理由でしたら、不許可が適法とされる可能性が高いと思われます。私の方で法律構成を検討します。

G：お願いします。他方、③本件申請を許可した場合、D及びFから取消訴訟が提起されることが予想されるのですが、D及びFに原告適格は認められるのでしょうか。

H：重要な点ですので、私の方で検討します。

(1) 下線部①に関して、B県知事が、E自治会の同意が得られていないことのみを理由として本件申請を不許可とした場合、当該不許可処分は適法か。本件要綱の法的性質を明らかにしつつ、法の規定に即して検討しなさい。

(2) 下線部②に関して、B県知事が、本件調整池の計画容量が水害防止のために不十分であることを理由として本件申請を不許可とした場合、当該不許可処分は適法か。本件審査基準の法的性質を明らかにしつつ、法の規定に即して検討しなさい。

(3) 下線部③に関して、B県知事が本件申請を許可した場合、D及びFには、それぞれ、当該許可処分の取消訴訟の原告適格が認められるか検討しなさい。

(参考)

○ 森林法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となつてゐる民有林(中略)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為(中略)をいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 (略)

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 (略)

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の持続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4～6 (略)

○ B 県森林における開発行為の許可に係る指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林における開発行為の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）が、当該森林の周辺自治会に対し当該開発行為の周知を図るための手続を定めることにより、森林における開発行為を円滑に進めるとともに、その周辺地域における生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「周辺自治会」とは、開発区域の全部若しくは一部の区域又は開発区域に隣接する下流の区域で、過去の災害状況、その地形等から当該開発行為により影響を受けるおそれがあると知事が認めるものをその区域に含む自治会をいう。

(許可申請者の責務)

第3条 許可申請者は、当該開発区域に係る県の施策に協力するとともに、開発行為の周辺地域における生活環境の保全に十分配慮し、周辺自治会の理解を得るよう努めなければならない。

(周辺自治会への開発行為の計画の周知等)

第6条 許可申請者は、周辺自治会に対し当該開発行為の内容及び当該開発行為により生ずる周辺地域の生活環境への影響について周知を図るものとする。

2 前項の場合において、許可申請者は、意見書を当該周辺自治会から徴するよう努めるとともに、当該開発行為について周辺自治会との調整を図るものとする。

次の設問(1)及び(2)に答えなさい。いずれの設問においても、利息及び遅延損害金は考慮に入れないものとする。

- (1) Aは、令和元年6月1日、知人で不動産に係る事業を営むBに対し、Aの代理人としてAが所有する甲建物を賃貸することを委託した。Bは、同月17日、Cとの間で、Aの代理人として、甲建物を10年の期間でCに賃貸する旨の契約（以下「契約①」という。）を締結した。同日、Cが契約①に基づきAから甲建物の引渡しを受けた。契約①の内容は、Aにとって申し分ないものであった。また、Bは、契約①の締結から甲建物の引渡しに至るまで、Aに対して丁寧かつ適切に対応した。そのような経緯があって、Aは、Bを有能な不動産業者として厚く信頼するようになり、甲建物の管理業務の一切をBに委ねた。

Bは、令和3年4月1日、甲建物の管理業務に必要であると称して、Aから実印及び印鑑証明書の交付を受け、登記識別情報を聞き出した。また、Aは、Bから求められるままに、内容を十分確認することなく、いくつかの書類に署名し実印を押印した。その書類の一つは、AがBに甲建物を売る旨の契約書であった。さらに、Bは、甲建物についてAからBへの所有権移転登記に関する登記申請書を作成し、Aから交付を受けていたAの実印をAの面前でその登記申請書に押印した。Aは、甲建物の管理業務に必要な手続を進めていると信じて、Bが押印するところを黙って見ていた。Bは、これらを利用し、同月8日、甲建物についてAからBへの所有権移転登記（以下「登記①」という。）を備えた。

Bは、令和8年3月1日、Dとの間で、Bが甲建物をDに売る旨の契約（以下「契約②」という。）を締結した。Dは、同月9日、甲建物についてBからDへの所有権移転登記（以下「登記②」という。）を備えた。契約②の当時、Dは、登記①が不実である事情を知らなかった。また、Dは、契約②の締結に先立ち、登記①を確認した上で、甲建物の現況を確認した。このとき、Cが一時的に海外に転居していたことから、Bは、甲建物には賃借人がいないようにみせかけた。Dは、同月15日、Cが賃借権に基づき甲建物を占有していることを知った。

以上の事実を前提として、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 Aは、令和8年3月20日、Dに対し、所有権に基づいて、登記②の抹消登記手続を請求した（以下「請求1」という。）。請求1が認められるかどうかについて論じなさい。

問2 Dは、令和8年4月1日、Cに対し、所有権に基づいて、甲建物の明渡しを請求した（以下「請求2」という。）。請求1が認められないとした場合、請求2が認められるかどうかについて、想定されるCの反論を踏まえて論じなさい。

(2) E は、令和元年 5 月 1 日、飲食店を営む F との間で、E が所有する店舗用建物である乙建物を 10 年の期間で F に賃貸する旨の契約（以下「契約③」という。）を締結した。契約③では、賃料は毎月末に月額 100 万円を支払う旨が合意された。同日、F が契約③に基づき E から乙建物の引渡しを受けた。

E は、令和 7 年 1 月 10 日、F との間で、金銭消費貸借契約（以下「契約④」という。）を締結して、F から 300 万円を借り入れた。契約④では、返還の時期が同年 2 月 10 日と定められた。

E は、令和 7 年 1 月 15 日、G との間で、契約③に基づく令和 7 年 2 月分から 8 月分までの賃料債権を G に譲渡する旨の契約（以下「契約⑤」という。）を締結した。E は、内容証明郵便によって、契約⑤による債権譲渡をした旨を F に通知した。その通知は、同年 1 月 16 日に F に到達した。

E は、令和 7 年 5 月 10 日、H との間で、E が乙建物を H に売る旨の契約（以下「契約⑥」という。）を締結し、乙建物の所有権が契約⑥に基づき E から H へと移転した。H は、同月 15 日、乙建物について E から H への所有権移転登記を備えた。

以上の事実を前提として、次の問 3 及び問 4 に答えなさい。

問 3 G は、令和 7 年 5 月 20 日、F に対し、令和 7 年 2 月分から 4 月分までの未払賃料 300 万円の支払を請求した（以下「請求 3」という。）。請求 3 を受けた F は、契約④に基づく 300 万円の貸金債権による相殺をもって G に対抗することができるかどうかについて論じなさい。

問 4 H は、令和 7 年 7 月 1 日、F に対し、令和 7 年 6 月分の賃料 100 万円の支払を請求した（以下「請求 4」という。）。請求 4 が認められるかどうかについて、想定される F の反論を踏まえて論じなさい。

商法

次の事例について、以下の設問(1)及び(2)に答えなさい。

〔事例〕

- 1 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、会社法上の公開会社でない株式会社であり、かつ、種類株式発行会社ではない。甲社の定款には、単元株式数に関する定め及び特定の株主からの株式取得に関する定めは置かれていない。甲社の創業者であるAは、令和7年10月末日において、甲社の発行済株式総数1万株のうち3,000株の株式を保有していた。甲社の取締役はBのみである。
- 2 Aは、令和7年11月1日、Bに対して、高齢のため甲社の経営から退きたいので、保有する甲社株式の全部を処分したいという意向を伝えた。Bは、Aの意向に応じて、Aから甲社株式3,000株を1株当たり1万円で甲社が買い受けることを議案（以下「本件議案」という。）とする臨時株主総会（以下「本件総会」という。）を開催する旨を決定した。
- 3 令和7年11月4日に発送された本件総会の招集通知、株主総会参考書類及びその他の文書等において、A以外の甲社株主が、本件議案における甲社株式の売主に自己をも加えたものを本件総会の議案とすることを請求することができる旨は、甲社株主に通知されていなかった。
- 4 令和7年11月28日に開催された本件総会において、Bは、株式取得する際の価格の算定方法やその理由を丁寧に説明し、採決の結果、議長として、Aの賛成を含めて出席した株主の議決権の70%の賛成が得られたと判断し、本件議案が可決されたと宣言した。
- 5 Bは、令和7年11月30日、甲社を代表して、Aの保有する甲社株式3,000株の全てを合計3,000万円の対価により取得した（以下「本件取得」という。）。

(1) 本件取得の日における甲社の分配可能額は5,000万円であった。令和8年3月10日の時点において、甲社の株主が、本件取得の効力を否定するために考えられる主張及びその当否について、論じなさい。

(2) 上記3及び4の事実は存在せず、その他、本件総会で成立した本件取得に係る決議につき、招集の手續及び決議の方法が法令に違反する等の決議の取消しを請求することができる事由は上記事例中に存在しなかったものとする。本件取得の日における甲社の分配可能額が1,000万円であった場合に、A及びBが本件取得に関して会社法上負うこととなる責任について、説明しなさい。

（参考）

○ 会社法

（株式の取得に関する事項の決定）

第156条 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第3号の期間は、1年を超えることができない。

- 一 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 二 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。）の内容及びその総額
- 三 株式を取得することができる期間

2 （略）

（取得価格等の決定）

第157条 株式会社は、前条第1項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）
- 二 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 三 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
- 四 株式の譲渡しの申込みの期日

2 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

3 第1項の株式の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。
（株主に対する通知等）

第158条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、前条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 （略）

（特定の株主からの取得）

第160条 株式会社は、第156条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、第158条第1項の規定による通知を特定の株主に対して行う旨を定めることができる。

2 株式会社は、前項の規定による決定をしようとするときは、法務省令で定める時まで、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、次項の規定による請求をすることができる旨を通知しなければならない。

3 前項の株主は、第1項の特定の株主に自己をも加えたものを同項の株主総会の議案とすることを、法務省令で定める時まで、請求することができる。

4 第1項の特定の株主は、第156条第1項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1項の特定の株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

5 （略）

(配当等の制限)

第 461 条 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

一・二 (略)

三 第 157 条第 1 項の規定に基づく当該株式会社の株式の取得

(以下略)

(剰余金の配当等に関する責任)

第 462 条 前条第 1 項の規定に違反して株式会社が同項各号に掲げる行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者（業務執行取締役（中略）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定める者は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一～六 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、業務執行者及び同項各号に定める者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の義務を負わない。
- 3 第 1 項の規定により業務執行者及び同項各号に定める者の負う義務は、免除することができない。ただし、前条第 1 項各号に掲げる行為の時ににおける分配可能額を限度として当該義務を免除することについて総株主の同意がある場合は、この限りでない。

(株主総会等の決議の取消しの訴え)

第 831 条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から 3 箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。(以下略)

- 一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

- 2 前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

次の事実が認められたものとして、X及びYの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

Xが散歩をしていると、道端に財布が落ちていた。それは、30分前にAが落とした財布（以下「Aの財布」という。）だった。Xが、Aの財布を拾い上げて中を確認すると、一万円札が5枚と千円札が3枚、そして運転免許証が入っていた。

Xは、Aの財布を警察に届けようと考えて最寄りの交番を目指したが、その途中で、「持ち主が現れなければ、全額がもらえるはずだ。」と思い、「免許証が入っていると簡単に持ち主と連絡がついてしまうから、それは捨ててしまおう。届けるのも、少し離れた警察署にしよう。」と考えるに至った。その企てどおり、Xは、Aの財布から運転免許証を取り出して歩道の下水溝に捨てた後、隣のB警察署を訪れた。

B警察署で、Xは、警察官Yに対して、「財布を拾ったので、届けに来ました。」と告げてAの財布を差し出した。それを受け取ったYは、「分かりました。手続の準備をするので、そこでお待ちください。」と述べて、Aの財布を持ったまま奥の部屋に入った。

YがAの財布の中を見ると多額の現金が入っていたことから、Yは、「少しくらい取ってもばれないだろう。」と考えて、即座に一万円札を3枚抜き取り、それをポケットに入れた上で、手続に必要な書類を手にしてXのもとに戻った。

Yは、Xから聞き取りを行い、Xからの正直な報告に基づいて、「拾得物件預り書」の「拾得日時・場所」欄及び「拾得者住所・氏名」欄に聞き取り内容を順次記入した。さらに、Yは、「中身を一緒に確認してください。」と述べると、Aの財布から現金を取り出して数え、「23,000円ですね。」と言いながら、「拾得物件預り書」の「物件」欄に「財布」及び「現金23,000円」と記入した。

それを見たXは、現金の金額が自分の記憶と異なることから、おかしいと思ったものの、すぐには言い出せなかった。Yは、その他の必要事項も記載した上で、「上記の物件を預かりました。B警察署長」と印刷された部分にB警察署長の職印を押印して「拾得物件預り書」を完成させた。

YがこれをXに交付しようとしたところ、Xは、「記憶違いではないはずだ。」と考えて、「すみません、さっき数えたときは5万円以上あったと思うのですが。」と述べた。これを聞いたYは慌てて、「おかしいですね。念のため、奥の部屋を確認してきましょう。」と言いつつ、一旦、奥の部屋に入り、「Xは中身をしっかり確認しているようだ。騒ぎ立てられると怖いから、今回は諦めるしかない。」と考えて、ポケットの中の一万円札を取り出すとすぐに戻り、「床に落ちていました。先ほど急いで運んで中身が出てしまったようです。」などと言いながら、3枚の一万円札を机の上に置いた。

そしてYは、「拾得物件預り書」の「物件」欄を「現金53,000円」と書き直し、これをXに交付した。

(参考)

○ 刑法

(公文書偽造等)

第 155 条 行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、1 年以上 10 年以下の拘禁刑に処する。

一 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名（中略）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画（中略）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為

二 公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（中略）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（中略）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為

2 公務所若しくは公務員が押印し若しくは署名した文書等又は公務所若しくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書等若しくは電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書等若しくは電磁的記録文書等を変造した者は、3 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第 156 条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し、又は文書等若しくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等又は電磁的記録印章等の有無により区別して、前 2 条の例による。

(偽造公文書行使等)

第 158 条 第 154 条から前条までの文書等若しくは電磁的記録文書等を行使し、同条第 1 項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供し、又は同条第 2 項の電磁的記録を人の事務処理の用に供した者は、その文書等若しくは電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(横領)

第 252 条 自己の占有する他人の物を横領した者は、5 年以下の拘禁刑に処する。

2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の拘禁刑に処する。

(遺失物等横領)

第 254 条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

次の事例について、以下の設問(1)、(2)及び(3)に答えなさい。なお、各設問は、それぞれ独立した問いであり、相互に関連しないものとする。

〔事例〕

Xは、X自身が所有する甲土地をYに1,000万円で売却する売買契約（以下「本件契約」という。）をYと締結し、本件契約に基づき、XからYへの甲土地の所有権の移転登記（以下「本件登記」という。）を経由した。ところが、1,000万円の価値しかないと考えていた甲土地に、2,000万円の価値があることが判明したとして（以下、この点に係るXの錯誤を「本件錯誤」という。）、Xは、本件契約を本件錯誤に基づき取り消す旨の意思表示をした上で、Yを被告として、所有権に基づき本件登記の抹消登記手続を求める訴え（以下「本件前訴」という。）をA地方裁判所に提起した。これに対し、Yが、本件契約が有効であり、YがXから甲土地の所有権を取得したことを前提に、Xを被告として、Yが甲土地の所有権を有することの確認を求める訴え（以下「本件後訴」という。）をB地方裁判所に提起した。

- (1) 本件後訴が係属中に、本件前訴について、本件契約を本件錯誤に基づき取り消したというXの主張を認めてXの請求を認容する判決が出て確定したとする。この場合に、本件後訴において、Yが自己の請求を理由づける事実として本件契約時のXの甲土地所有権の存在とX Y間の本件契約の締結を主張し、Xが本件契約の本件錯誤による取消しを主張したとき、Yが本件錯誤を争う旨を主張することが、本件前訴判決の既判力に抵触して許されないかどうか、理由を付して説明しなさい。
- (2) 本件前訴が係属中に、本件後訴について、本件錯誤の存在を否定しYの請求を認容する判決が出て確定したとする。この場合に、本件前訴において、Xの請求に対してYが抗弁としてX Y間の本件契約の締結を主張したとき、Xが本件契約の本件錯誤による取消しを主張することが、本件後訴判決の既判力に抵触して許されないかどうか、理由を付して説明しなさい。
- (3) 本件前訴・本件後訴がいずれも係属中であり、A地方裁判所は本件前訴・本件後訴双方の管轄を有し、B地方裁判所は本件後訴の管轄を有するが、本件前訴の管轄は有さないものとする。本件後訴において、Xが、本件前訴が係属中である以上、本件後訴は二重起訴禁止に触れて不適法であると主張し、このことを本件前訴においても陳述した。これを受けて、A地方裁判所・B地方裁判所は、本件前訴・本件後訴をどのように取り扱うのが適切か。仮に、本件前訴・本件後訴が共にそのまま係属し、先に本件前訴認容判決が出て確定し、その後に本件後訴認容判決が出て

確定した場合にどのような不都合が生じ得るかに言及しつつ、理由を付して説明しなさい。

(参考)

○ 民事訴訟法

(遅滞を避ける等のための移送)

第 17 条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(既判力の範囲)

第 114 条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 (略)

(確定判決等の効力が及ぶ者の範囲)

第 115 条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
- 二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人
- 三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
- 四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 (略)

(重複する訴えの提起の禁止)

第 142 条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

(口頭弁論の併合等)

第 152 条 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。

2 (略)

国際法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)及び(3)に答えなさい。

〔事例〕

A国、B国、C国及びD国は国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「ローマ規程」という。）当事国、X国はローマ規程非当事国である。また、これらの国はいずれも外交関係に関するウィーン条約当事国でもある。

A国とX国との間で生じた武力紛争においてX国軍隊により戦争犯罪がなされているとの批判が国際的に高まり、A国及びB国が国際刑事裁判所（ICC）に事態の付託を行った。ICC 検察官は捜査の開始を決定し、捜査により得られた情報に基づいてX国の首相Pに対して戦争犯罪の嫌疑で逮捕状を請求し、予審裁判部は、当該行為がA国内でなされたとみられる（ローマ規程第12条第2項）と述べ、逮捕状を発付した。これに対し、X国政府は、「我が国はローマ規程に拘束されないため、本件逮捕状発付は国際法に反する。」との声明を発した。

逮捕状発付後、Pは国際会議出席のためにC国を訪問した。ICC はC国に対しPの逮捕とICC への引渡しを要求した（ローマ規程第89条第1項）が、C国政府は、ローマ規程第98条第1項を援用してPの逮捕と引渡しとを拒否した。Pは国際会議終了後、X国に帰国した。

翌月、Pは別の国際会議出席のためにD国を訪問した。ICC の同旨の要求に対し、D国首相QはC国政府と同様の主張をして拒否したが、ICC からの協力請求を受けてD国国内法に基づきD国国内裁判所で審査がなされたところ、同裁判所はPをICC に引き渡すべきとの決定を行った。D国政府は、「司法権の独立を尊重する民主主義国家である我が国の政府としては、裁判所の決定に従うほかない。」との声明を発し、Pの出国を禁じた。

X国政府は、これを受け、X国駐^{ちゅうきゅう}衛D国大使Rにつき、大使公邸からの外出を禁じる措置を執った。同時に、「D国がPをICC に引き渡さないことを確約し、Pの出国禁止を解除するならば、Rに対する外出禁止の対抗措置を直ちに解除する。」との声明を発した。

- (1) 「本件逮捕状発付は国際法に反する。」とのX国の主張は国際法上適切か論じなさい。
- (2) C国によるPの逮捕及びICC への引渡しの拒否はローマ規程上合法か論じなさい。
- (3) X国によるRの外出禁止措置は国際法上合法か論じなさい。

(参考)

○ 国際刑事裁判所に関するローマ規程

第1条 (裁判所)

この規程により国際刑事裁判所（以下「裁判所」という。）を設立する。（以下略）

第12条 (管轄権を行使する前提条件)

1 (略)

2 裁判所は、(中略) 次の(a)又は(b)に掲げる国の一又は二以上がこの規程の締約国である (中略) ときは、その管轄権を行使することができる。

(a) 領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の登録国

(b) 犯罪の被疑者の国籍国

3 (略)

第27条 (公的資格の無関係)

1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではなく、また、それ自体が減刑のための理由を構成するものでもない。

2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上の規則は、国内法又は国際法のいずれに基づくかを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。

第89条 (裁判所への人の引渡し)

1 裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を (中略) 当該者がその領域に所在するとみられる国に対して送付することができるものとし、当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国は、この部の規定及び自国の国内法の手続に従って逮捕及び引渡しの請求に応ずる。

2～4 (略)

第98条 (免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力)

1 裁判所は、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。ただし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない。

2 (略)

○ 外交関係に関するウィーン条約

第29条 外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。接受国は、相応な敬意をもつて外交官を待遇し、かつ、外交官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害をも防止するためすべての適当な措置を執らなければならない。

次の(1)、(2)の問いに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

- (1) 消費者A、Bと第1財、第2財から成る2人2財の純粋交換経済に関する、以下の設問①～⑦について答えなさい。

消費者 i の第 ℓ 財の消費量と初期保有量をそれぞれ x_ℓ^i と e_ℓ^i で表し、消費計画を $x^i \equiv (x_1^i, x_2^i)$ で表す($i = A, B$; $\ell = 1, 2$)。各消費者の効用関数と初期保有量は、以下のように与えられる。

$$u^A(x_1^A, x_2^A) = x_1^A x_2^A, \quad e^A \equiv (e_1^A, e_2^A) = (2, 8)$$

$$u^B(x_1^B, x_2^B) = x_1^B x_2^B, \quad e^B \equiv (e_1^B, e_2^B) = (8, 2)$$

また、第1財の価格を p_1 、第2財の価格を p_2 、価格体系(価格の組)を $p \equiv (p_1, p_2)$ と表す。

- ① 消費者AとBについて、任意の消費計画(x_1^i, x_2^i)における限界代替率(第1財の第2財で測った限界代替率)を求めなさい。
- ② パレート効率的な配分の集合、つまり契約曲線を表す条件を、数式を用いて求めなさい。
- ③ 上の2人2財の純粋交換経済において、配分($\bar{x}^A, \bar{x}^B$)と価格体系 $\bar{p} \equiv (\bar{p}_1, \bar{p}_2)$ が競争均衡となるために満たすべき条件を、可能な限り記号や数式を用いて箇条書きに示し、定義しなさい。
- ④ ③の条件にしたがって、消費者AとBの各財の需要関数を求め、その導出についても説明しなさい。
- ⑤ ③の条件と④で得られた結果を用いて、競争均衡における配分($\bar{x}^A, \bar{x}^B$)と価格体系 $\bar{p} \equiv (\bar{p}_1, \bar{p}_2)$ を求めなさい。
- ⑥ ⑤で得られた競争均衡配分はパレート効率的か否かを、②の条件を使って説明しなさい。
- ⑦ この経済に自然災害が発生し、両消費者が保有する第1財が0となり、 $\hat{e}^A \equiv (\hat{e}_1^A, \hat{e}_2^A) = (0, 8)$, $\hat{e}^B \equiv (\hat{e}_1^B, \hat{e}_2^B) = (0, 2)$ になったとする。ここで、政府はプッシュ型支援として、第1財を各消費者に5単位ずつ配布した結果、配分は($\hat{x}^A, \hat{x}^B$) = ((5, 8), (5, 2))となった。この配分がパレート効率的であるか否かを、②の条件を使って説明しなさい。

(2) マクロ経済モデルに関する以下の設問①～⑧に答えなさい。

長期的なマクロ経済の動向がソロー・モデルで記述できる国を考える。 K_t を t 期の資本ストック、 L_t を t 期の労働力人口、 A を全要素生産性とし、実質 GDP は生産関数 $Y_t = AK_t^\alpha L_t^{1-\alpha}$ で決まるとする ($A > 0$, $0 < \alpha < 1$)。この経済の貯蓄率 s は一定で、貯蓄は全て設備投資に回り、資本ストックとして蓄積される。また、労働力人口は一定率 n で変化する。以下では、一人当たりの実質 GDP と資本ストックをそれぞれ $y_t = \frac{Y_t}{L_t}$ 、 $k_t = \frac{K_t}{L_t}$ で表し、一人当たりの資本蓄積は δ を資本減耗率として、近似的に次の式で決まるとする。

$$k_{t+1} = sy_t + (1 - \delta - n)k_t$$

初期 ($t = 0$) の経済の生産要素賦存量は、 $K_0 = 1$ 、 $L_0 = 1$ で、各定数は以下のものであった。

$$\alpha = \frac{1}{2}, s = 0.1, n = 0.02, \delta = 0.03, A = 2$$

これらの定数は、言及がない限り変化しないものとする。

- ① 一人当たりの生産関数を、 y_t と k_t の関係式として表しなさい。
- ② $t = 1$ 期における一人当たり資本ストックの値 k_1 を求めなさい。
- ③ この経済の定常状態における一人当たり資本ストックの値を求めなさい。

以下、③で求めた定常状態を、初期定常状態と呼ぶ。

- ④ 経済は初期定常状態にあったが、ある時から出生率が低下し、人口成長率が恒久的 -1% ($n = -0.01$) となったとする。この変化が一人当たり資本ストック k_t に与える動学的な影響を、横軸に k_t をとったグラフを用いて説明しなさい。
- ⑤ 出生率の低下は全体的な人口の減少とともに、若年層に対する高齢層の比率の上昇をもたらす。ライフサイクル仮説に基づけば、高齢層は若年層に比べて貯蓄率が低い傾向があるため、マクロ経済における貯蓄率は高齢化とともに低下すると考えられる。④と同じ人口成長率 ($n = -0.01$) のとき、貯蓄率 s の低下がいくらまでに抑えられると、新しい定常状態における一人当たり実質 GDP は、初期定常状態の水準以上に維持されるか、説明しなさい。
- ⑥ 貯蓄率は元の水準と同じ 10% ($s = 0.1$) のままとする。経済は初期定常状態にあったが、人口成長率が恒久的に -1% となった。この経済では、人口減少社会における労働力不足を補うために、生産工程のロボット化や AI 化が進んだ結果、資本設備の重要性が高まり、 α が上昇したとする。新しい α を $\frac{2}{3}$ とすると、新しい定常状態における一人当たり資本ストックの値はい

くらになるか。また、なぜ α の上昇が、ここではそのような結果をもたらすのか、「資本の限界生産性」という言葉を用いて説明しなさい。

以下では、⑥で述べたロボット・A I による労働の代替が極端に進み、 $\alpha = 1$ となったケースを考える。

⑦ α 以外のパラメーターは当初の値のままとする。一人当たり実質GDPの長期的な成長率を求めなさい。

⑧ ⑤で考えたような人口減少と貯蓄率の低下が同時に生じ、人口成長率は -1% 、貯蓄率は 0.5% ($s = 0.005$) になったとする。この経済の一人当たり実質GDPは時間を通じてどのように変化するか、説明しなさい。

財政学

次の(1)、(2)の問いに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

(1) 公債に関する以下の設問①、②、③に答えなさい。

① 国債に関する以下の文章のア～オに当てはまる語句を答えなさい（イ、ウは順不同）。

国債について、財政法第4条第1項ただし書は、公共事業費の財源調達のために新規に国債を発行することを認めている。このような目的で発行される国債を 国債、あるいは4条国債と呼ぶ。一方、財政法上の規定がない用途のために、発行の年度を限定した法律に基づいて発行される国債は 国債あるいは 国債と呼ばれる。

また、財政法第5条は、国債を発行し、これを に引き受けさせることを、原則的に禁止している。 の国債引受けに伴って が増加し、インフレを引き起こすことを避けるためである。

② 第1期と第2期の2期間を生きる個人を考える。第1期の所得を y_1 、第2期の所得を y_2 、第1期の財消費を c_1 、第2期の財消費を c_2 、第1期の貯蓄を s で表す。第1期に政府は個人に公共サービス G を提供する。公共サービス供給の固定費用は0で、限界費用は1で一定である。個人は各期の財消費と公共サービス消費から $U(c_1, c_2, G) = c_1 c_2 + G$ の効用を得る。

このとき、以下の設問(i)～(iv)に答えなさい。

(i) 政府は公共サービス供給の財源を得るために、第1期に個人の所得に G の一括固定税を課す。個人が直面する第1期と第2期の予算制約を示した上で、個人が選択する c_1 、 c_2 、 s を求めなさい。ただし、個人は資本市場を通じて利子率 r で貯蓄も借入れもできるものとする。

(ii) 政府は公共サービス供給の財源として、第1期に公債 G （自国通貨建て）を利率 r で、海外で発行し、第2期に個人に T の一括固定税を課し、税収を公債の元本償還と利息支払いに使用する。政府の第2期の予算制約を求めなさい。

(iii) (ii)で示された第1期の公債発行と第2期の課税を予想する個人が直面する、第1期と第2期の予算制約を示した上で、個人が選択する c_1 、 c_2 、 s を求めなさい。ただし、個人は資本市場を通じて利子率 r で貯蓄も借入れもできるものとする。

(iv) $y_1 = 360$ 、 $y_2 = 330$ 、 $G = 100$ 、 $r = 0.1$ を仮定し、(i)のように、政府が第1期に個人に一括固定税を課すケースと、(ii)のように、政府が第1期に海外で公債を発行し第2期に個人に一括固定税を課すケースとを比較する。ただし、(i)、(ii)、(iii)と異なり、個人は資本

市場を通じて貯蓄をすることはできても、借入れはできないものとする。

公債の中立命題について説明するとともに、このとき、それが成立するかどうかを理由も含めて説明しなさい。

- ③ ある国で前年度のGDPが600、前年度末における公債残高が400、この前年度末公債残高に適用される利子率が10%、今年度の基礎的財政収支黒字が20であるとする。今年度、公債の元本償還は行わないが、利息の支払いは行うとする。今年度必要な公債発行額を求めなさい。

また、今年度末における公債残高対GDP比が前年度末と変わらないために必要な今年度の経済成長率を求めなさい。

(2) 外部性に関する以下の設問①～⑨に答えなさい。

愛煙家Aと嫌煙家Bとの二人から成る経済を考える。Aはタバコを1単位追加して吸うことで、

$$MB(x) = \alpha - \beta \cdot x$$

の便益を得る。このタバコによる限界便益は貨幣価値で測られており、 x はAが吸うタバコの本数を表す。また、 α と β は正の値をとる係数である。一方、嫌煙家Bは、Aがタバコを1単位追加して吸うことで、

$$MD(x) = \gamma \cdot x$$

の損害を被る。ここではこれをタバコによる限界損害と呼び、この限界損害も限界便益と同様、貨幣価値で表されている。なお、 γ は正の係数である。また、タバコの価格 p は完全競争市場で決定され、縦軸にタバコの価格、横軸にタバコの供給量をとった場合の供給曲線は水平の直線で表される。

- ① タバコの価格 p が $p < \alpha$ である場合、愛煙家Aが選択するタバコの消費量 $\bar{x}$ を求めなさい。
- ② 縦軸に $MB(x) \geq 0$ 、 $MD(x) \geq 0$ をとり、横軸に愛煙家Aのタバコの消費量 $x \geq 0$ をとった図に、限界便益、限界損害及びタバコの価格を表す三つの直線を描きなさい。なお、限界便益と限界損害を表す二つの直線に関しては、縦軸にそれぞれの切片を、そして、図中の適切な場所にそれぞれの傾きを示し、タバコの価格を表す直線には縦軸に切片を記しなさい。さらに、必要に応じて補助線を用いながら、上記①で求めたAが選択する消費量 $\bar{x}$ を横軸に記しなさい。
- ③ 上記①で求めたタバコの消費量 $\bar{x}$ はパレート最適ではない。パレート最適とはパレート改善が不可能な配分として定義されるが、まずはパレート改善の定義を述べ、次に、パレート最適の定義を用いて $\bar{x}$ がパレート最適ではないことを、ここでの設定を前提に説明しなさい。
- ④ Aにパレート最適な消費量を選択させる一つの方法はピグー税を課すことである。まず、パレート最適なタバコの消費量 x^* を求め、上記②において描いた図に、必要ならば補助線を追加して x^* を記しなさい。
- ⑤ なぜ x^* の消費がパレート最適であるのかを、ここでの設定を前提に説明しなさい。
- ⑥ パレート最適な数量 x^* をもたらすピグー税の税率 τ を従量税率として求めなさい。
- ⑦ 上記⑥で考えたピグー税を導入すると、Aによるタバコの消費量は $\bar{x}$ から x^* へと変化する。ピグー税が課税される前の資源配分と比べると、この変化はパレート改善ではない。それはどうしてかを説明しなさい。また、ピグー税の下でパレート改善を可能にするためには、どのよ

うな追加の方策が必要かを説明しなさい。

- ⑧ 上では「タバコによる（限界）損害」という表記を用いているが、この損害には具体的にはどのようなものがあるか。上記の仮想的な二人社会の文脈から離れて、実際の社会で考えられるタバコの消費を通じた外部不経済を、その理由とともに一つ挙げなさい。
- ⑨ 日本では、タバコに複数の国税と複数の地方税が課されている。これらから三つ選んで、それらの名称を述べなさい。ただし、輸入タバコに課される関税を除くこと。

次の(1)、(2)の問いに答えなさい。ただし、(1)は答案用紙の表側に、(2)は答案用紙の裏側にそれぞれ解答しなさい。

(1) 交通経済に関する以下の設問①、②、③に答えなさい。

- ① ある始点 a と終点 b の間に、道路（添え字 r で表す）と鉄道（添え字 t で表す）の二つのルートが存在しており、個人は所要時間の最短化を考えて、 a から b への移動に二つのルートのいずれかを選択できるとする。なお、この両地点間の総交通量は 100 で一定とする。

道路の所要時間 T_r と交通量 F_r 及び交通処理量（道路容量） K_r の関係が次式で与えられるとする。

$$T_r = 10 + \frac{F_r}{K_r} \quad [1]$$

この[1]式は、所要時間 T_r が、交通量 F_r の増加とともに大きくなり、交通処理量 K_r の増加とともに小さくなることを意味している。いま、道路の交通処理量は $K_r = 2$ であるとする。

一方、鉄道の所要時間 T_t と交通量（輸送量） F_t の関係が次式で与えられるとする（鉄道の場合、所要時間には駅での電車の待ち時間も含む）。

$$T_t = 6 + \frac{F_t}{4} \quad [2]$$

この[2]式は、所要時間 T_t が、交通量 F_t の増加とともに大きくなることを意味している。これは、交通量の増加に伴い増便をしても、駅間の車両の混雑を引き起こし、所要時間が増加してしまう状況を想定している。

このとき、以下の設問(i)～(iv)に答えなさい。なお、以下の「均衡」とは、どちらのルートを利用する者も、他のルートに変更することで所要時間を短縮できない状態を意味している。

- (i) 道路と鉄道の利用者が、所要時間 T_j ($j = r, t$) を最短化するように行動するとき、均衡所要時間 T_r と T_t の関係を示しなさい。
- (ii) 道路と鉄道の利用者が、所要時間 T_j ($j = r, t$) を最短化するように行動するとき、均衡交通量 F_r 、 F_t 及び均衡所要時間 T_r 、 T_t を求めなさい。
- (iii) ここで、道路混雑の緩和のため道路を拡幅し、道路の交通処理量が $K_r = 3$ へ上昇したとする。すなわち、道路の所要時間 T_r と交通量 F_r 、及び交通処理量（道路容量）の関係が次式のように変化したとする。

$$T_r = 10 + \frac{F_r}{3} \quad [3]$$

総交通量は引き続き 100 で一定とする。(ii)と同様に、道路と鉄道の利用者は所要時間 T_j ($j = r, t$) を最短化するように行動するとする。このとき、均衡交通量 F_r 、 F_t 及び均衡所要時間 T_r 、 T_t を求めなさい。

(iv) (ii)、(iii)の計算結果に基づき、道路の交通処理量向上の効果とその理由を説明しなさい。

- ② ある始点 c と終点 d の間に、道路（添え字 r で表す）と鉄道（添え字 t で表す）の二つのルートが存在しており、個人は所要時間の最短化を考えて、 c から d の移動に二つのルートのいずれかを選択できるとする。なお、この両地点間の総交通量は 100 で一定とする。

道路の所要時間 T_r と交通量 F_r 及び交通処理量（道路容量） K_r の関係が次式で与えられるとする。

$$T_r = 10 + \frac{F_r}{K_r} \quad [4]$$

この[4]式は、所要時間 T_r が交通量 F_r の増加とともに大きくなり、交通処理量 K_r の増加とともに小さくなることを意味している。いま、道路の交通処理量は $K_r = 2$ であるとする。

一方、鉄道の所要時間 T_t と交通量（輸送量） F_t の関係が次式で与えられるとする（鉄道の場合、所要時間には駅での電車の待ち時間も含む）。

$$T_t = 40 - \frac{F_t}{4} \quad [5]$$

この[5]式は、所要時間 T_t が交通量 F_t の増加とともに小さくなることを意味している。これは、交通量の増加に伴う増便により、待ち時間が短くなるような状況を想定している。

このとき、以下の設問(i)、(ii)、(iii)に答えなさい。なお、以下の「均衡」とは、①と同様に、どちらのルートを利用する者も、他のルートに変更することで所要時間を短縮できない状態を意味している。

- (i) 道路と鉄道の利用者が、所要時間 T_j ($j = r, t$) を最短化するように行動するとき、均衡交通量 F_r 、 F_t と均衡所要時間 T_r 、 T_t を求めなさい。
- (ii) ここで、道路混雑の緩和のため道路を拡幅し、道路の交通処理量が $K_r = 3$ へ上昇したとする。すなわち、道路の所要時間 T_r と交通量 F_r 及び交通処理量（道路容量）の関係が次式のように変化したとする。

$$T_r = 10 + \frac{F_r}{3} \quad [6]$$

総交通量は引き続き 100 で一定とする。(i)と同様に、道路と鉄道の利用者は所要時間 T_j ($j = r, t$) を最短化するように行動するとする。このとき、均衡交通量 F_r 、 F_t と均衡所要時間 T_r 、 T_t を求めなさい。

- (iii) (i)と(ii)の計算結果に基づき、道路の交通処理能力向上の効果とその理由を説明しなさい。

- ③ ①－(iv)と②－(iii)を基に、道路の交通処理能力向上の効果と注意点を論じなさい。

(2) 以下の設問①～③に答えなさい。

- ① ある企業が独占市場で1種類の財を生産している。この企業の需要曲線は、 $p = 100 - 2x$ で、総費用関数は $C(x) = 10x + x^2$ で表される。ここで、 p は価格、 x は生産量を表す。

このとき、以下の設問(i)～(iv)に答えなさい。

- (i) この企業の限界収入関数と限界費用関数を求めなさい。
- (ii) 利潤最大化条件から、最適な生産量 x^* と価格 p^* を求めなさい。
- (iii) 需要曲線が $p = 130 - 2x$ にシフトした。この場合の最適な生産量 x^{**} と価格 p^{**} を求めなさい。
- (iv) 企業が価格を p^* から p^{**} へと変更する際に、一定額 F のメニュー・コストがかかることを仮定する。この F が[]を上回ると、企業は価格を p^* のままで据え置く。[]に入る数字を求めなさい。

- ② 第 t 期における、企業のメニュー・コスト M_t が以下のように定められることを仮定する。

$$M_t = \left(\frac{p_t}{p_{t-1}} - 1 \right)^2 \quad [1]$$

ここで、 p_t は第 t 期にこの企業が設定する価格を表している。

このとき、以下の設問(i)、(ii)に答えなさい。

- (i) $p_{t-1} = 1$ のとき、横軸を p_t/p_{t-1} 、縦軸を M_t とした、メニュー・コスト関数のグラフを描きなさい。
- (ii) 最も基本的なニュー・ケインジアン・フィリップス曲線(New Keynesian Phillips Curve; NKPC)は以下のように表される。

$$\pi_t = \alpha \pi_{t+1} + \beta \ln \hat{Y}_t \quad [2]$$

ここで、 π_t と $\hat{Y}_t$ はそれぞれ、第 t 期のインフレ率とGDPギャップを表していて、 α と β はともに正の定数である。

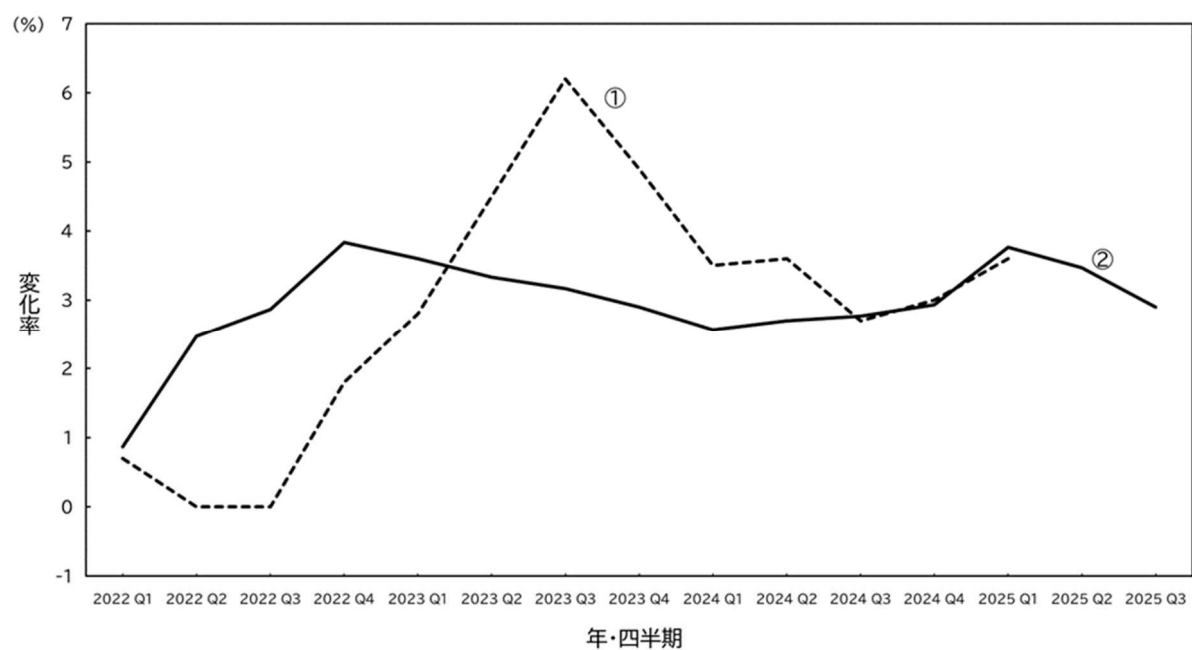
この経済では、様々な種類の財が生産され、それぞれの財は互いに価格で競争している(独占的競争市場)。各企業が、[1]式のメニュー・コスト関数を反映させて財の価格を決定することを前提として、NKPCが示唆するような、「将来のインフレ率が上昇すると予想される場合、現在のインフレ率も上昇する」理由を説明しなさい。

なお、その際に「メニュー・コスト関数の凸性」という語句を必ず用いること。

- ③ 以下の図は、2025年末時点で利用可能なデータを用いて計算された、GDPデフレーターと消費者物価(総合)指数の変化率(前年同期比)である。①(破線)と②(実線)が、それぞれ、GDPデフレーターの変化率と消費者物価(総合)指数の変化率のどちらに対応するかを両者の作成方法に着目して答えなさい。

なお、消費者物価(総合)指数は月次の変化率を単純平均して四半期データに変換した。ま

た、季節調整は行っていない。



(内閣府「国民経済計算（第一次年次推計（確報）」及び総務省「消費者物価指数」より作成)